

名古屋議定書の 国内措置（ABS指針）について

平成29年7-8月

環境省 自然環境局 自然環境計画課
生物多様性主流化室

地球のいのち、つないでいこう

本日の話題

1. 生物多様性条約におけるABSルールと名古屋議定書
2. 名古屋議定書の国内措置（ABS指針）
3. 諸外国のABS法令等の状況

- 本資料の情報は、環境省が独自に収集した情報や環境省暫定訳を含む各種仮訳を引用しており、必ずしも最新のものと限りません。また、全ての関係する法令等が網羅されているわけではありません。
- 最新の正式な情報についてのご確認は、各国のフォーカルポイント（連絡先）を通じ、関係する法令等の原文において行われるようお願いいたします。

1. 生物多様性条約におけるABSルールと名古屋議定書

生物多様性条約及びその関連議定書

名古屋議定書は、生物多様性条約の枠組みの下、2010年に我が国が議長国として名古屋で開催したCOP10※1で採択された。

生物多様性条約※2

- ・1992年採択、1993年発効
- ・我が国は1993年に締結

カルタヘナ議定書※3

- ・遺伝子組換え生物による悪影響を防止するための議定書
- ・2001年採択、2003年発効
- ・我が国は国内担保としてカルタヘナ法を制定し、2003年に締結

名古屋議定書※6

- ・遺伝資源の利用から生ずる利益の公正・衡平な分配について定める議定書
- ・2010年採択、2014年発効
- ・我が国は2011年に署名、2017年5月締結

名古屋・クアラルンプール補足議定書

※4

- ・遺伝子組換え生物によって生じる損害についての責任と救済の分野について定める、カルタヘナ議定書の補足議定書
- ・2010年採択、未発効（2017年7月現在）
- ・我が国は2012年に署名したが、未締結※5

<正式名称>

※1: 第10回生物多様性条約締約国会合

※2: 生物の多様性に関する条約

※3: 生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書

※4: バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書

※5: 我が国の締結について国会の承認済（2017年5月）

※6: 生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な分配に関する名古屋議定書

生物多様性条約の概要

- ・「特定の希少種や原生自然の保護」から、より広い「生物多様性の保全」へ
- ・将来世代にわたる「持続可能な利用」の確保



生物多様性条約 (CBD: Convention on Biological Diversity)



■ 経緯

- 1992年 5月 採択 (5月22日 → 国際生物多様性の日)
- 1992年 6月 国連環境開発会議(リオ・地球サミット)で署名
- 1993年 5月 日本が条約を締結
- 1993年12月 条約発効



条約の目的の一つ

■ 条約の目的

- ①生物の多様性の保全
- ②生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- ③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分



- 締約国数 196ヶ国・地域 [EUを含む、米は未締結]

名古屋議定書の基本用語

◆ ABSとは？

「**遺伝資源**へのアクセス (**Access**)とその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分 (**Benefit-Sharing**)」の略称。

◆ 遺伝資源へのアクセス (**Access**)とは？

公定訳は「遺伝資源の取得の機会」。分かりやすくいえば、**遺伝資源を入手**すること。



◆ 利益配分 (**Benefit-Sharing**)とは？

遺伝資源の**提供者と利用者**の間で、**利益を配分**すること。なお、利益には**金銭的**(試料料金、前払い、ライセンス料など)、**非金銭的**(研究開発成果の共有、能力開発など)なものがある。また、配分は**MATに基づく**こととされている。

◆ 情報に基づく事前の同意 (**Prior informed consent: PIC**)とは？

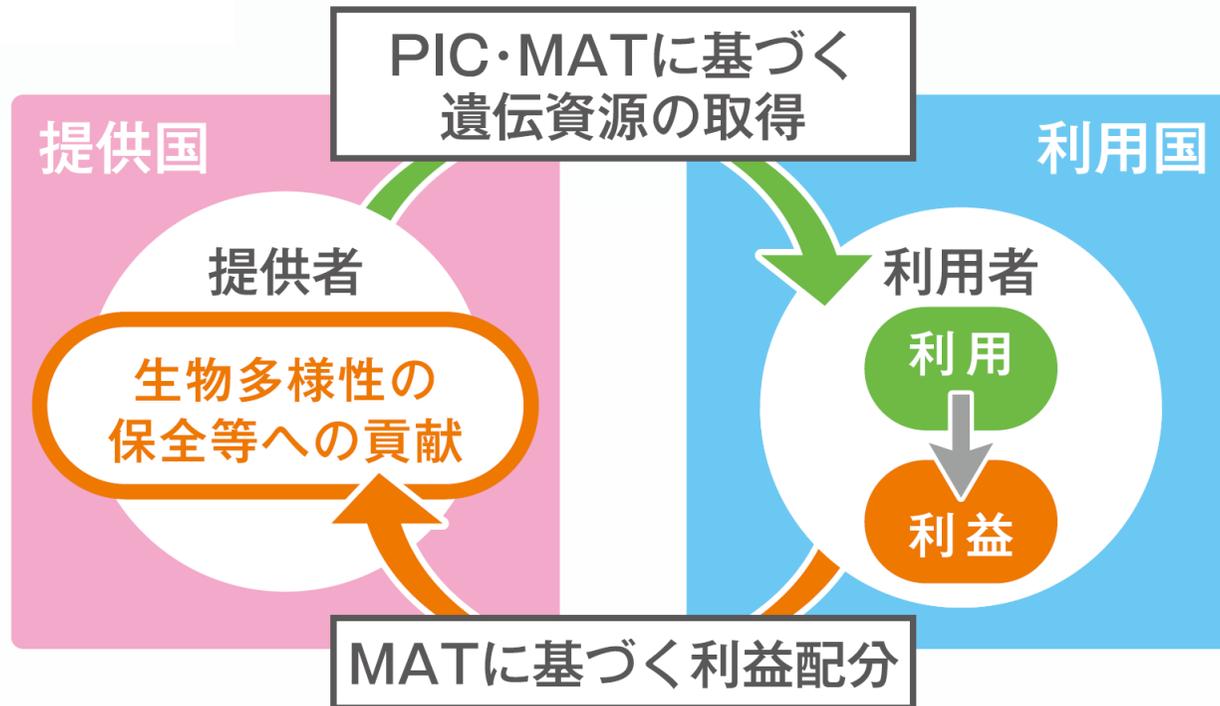
個人又は団体が、ある国の遺伝資源を入手しようとする場合に、**当該国の国内制度**(ABS法令など)**に基づき**、当該国の権限ある当局から**与えられる許可**(許可書など)のこと。当該政府が別段の決定をする場合を除き、PICのない遺伝資源へのアクセスは不正となる。
※なお伝統的知識(TK)のPICについては先住民及び地域社会(IPLC)が発行

◆ 相互に合意する条件 (**Mutually agreed terms: MAT**)とは？

遺伝資源の**利用者と提供者**の間で**締結される**、遺伝資源へのアクセス、利用及び利益配分の条件に関する**合意＝契約**のこと。

生物多様性条約の下でのABSルール

- 各国は、**自国の天然資源に対して主権的権利**を持ち、**遺伝資源への取得の機会（アクセス）**について定める権限は、**当該遺伝資源が存する国の政府に属する**。**遺伝資源にアクセスする際は、提供国の国内法令に従う**
- 遺伝資源にアクセスする際には、提供国政府による「**情報に基づく事前の同意（Prior and informed consent : PIC）**」と、提供者との間の「**相互に合意する条件（mutually agreed terms:MAT）**」の設定が必要
- 締約国は、遺伝資源の利用から生ずる**利益を提供国との間で公正かつ衡平に配分**するための措置をとる。その配分は、MATに従って行う。



ABSに関する議定書の検討経緯

- ・「各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有する」 (第15条 1項)
- ・「他の締約国が遺伝資源を (中略) 取得することを容易にするような条件を整えるよう努力」 (第15条 2項)

生物多様性条約上の規定

しかしながら
現状は

- ・既に遺伝資源の取得に厳しい規制を設けた独自の国内法がある国や、手続きが不明確なため、円滑な利用ができない国もある。
 - ・一部の提供国は、提供国の国内法に違反した遺伝資源の利用が行われていると主張。
- ※任意のガイドラインは存在 (2002年 COP6でボン・ガイドラインを採択。)

利用国と提供国それぞれの問題意識

提供国 (主に途上国)

提供国の同意を得ずに無断で持ち出された
遺伝資源の不正利用を規制できないのは問題。

→利用国でも提供国の国内法の遵守を推進する
ための議定書を求める。

利用国 (主に先進国)

提供国でのアクセスに対する厳しい規制により、
円滑な利用ができないのは問題。

→確実、明確、透明なアクセス要件を求める。

目指すべき方向

- ① 遺伝資源への円滑なアクセス及び研究開発の確保
- ② 遺伝資源の産業利用等による人類の福利への貢献
- ③ 得られた利益の適切な配分による世界的な生物多様性保全の推進

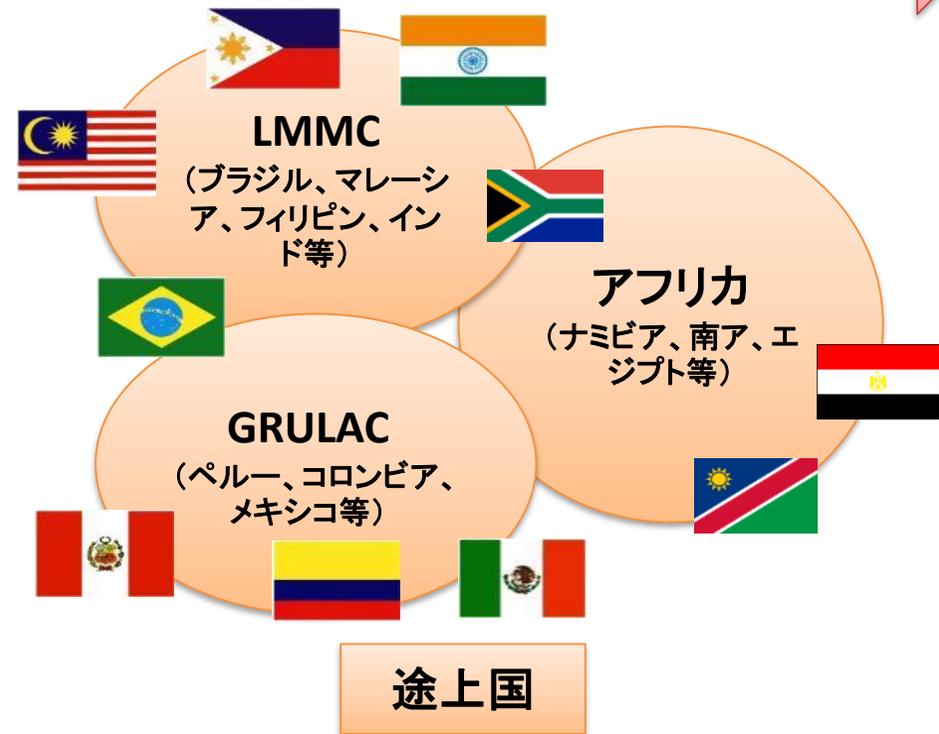
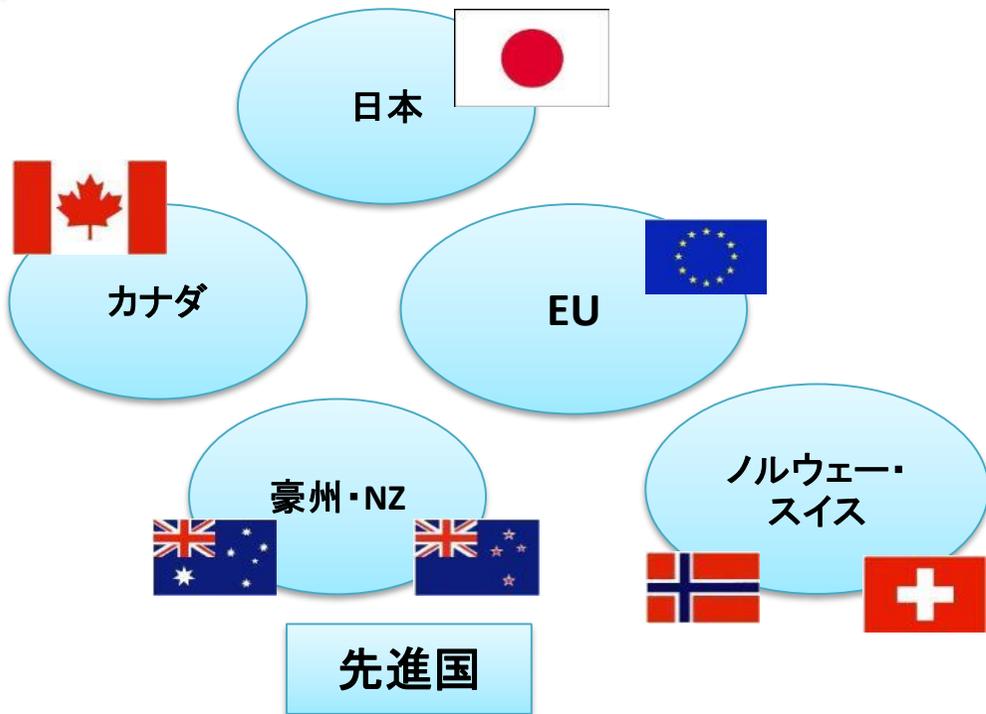
により途上国と先進国の両方に利益 (win-win) となる仕組みを目指す。

ABS議定書交渉における各国のスタンス

弱い

議定書による規制の程度

強い



主な主張

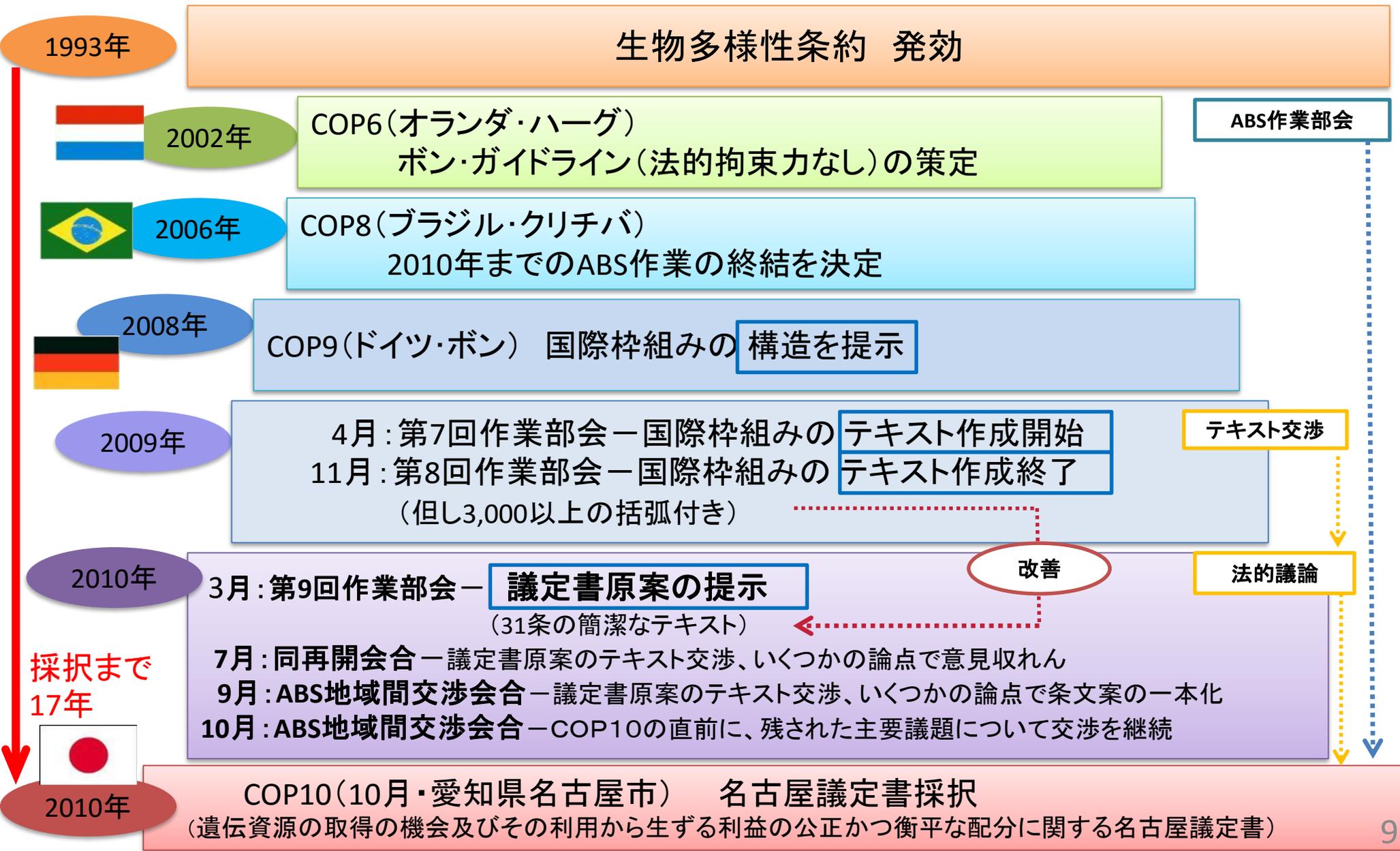
- ・遺伝資源へのアクセス改善
- ・非商業目的の遺伝資源アクセスの簡易化
- ・当事者間の契約による利益配分

主な主張

- ・議定書の発効以前に遡って適用
- ・遺伝資源に加えて、派生物の利益配分
- ・知的財産申請における、遺伝資源の出所開示
- ・遺伝資源の原産国のABS国内法の遵守

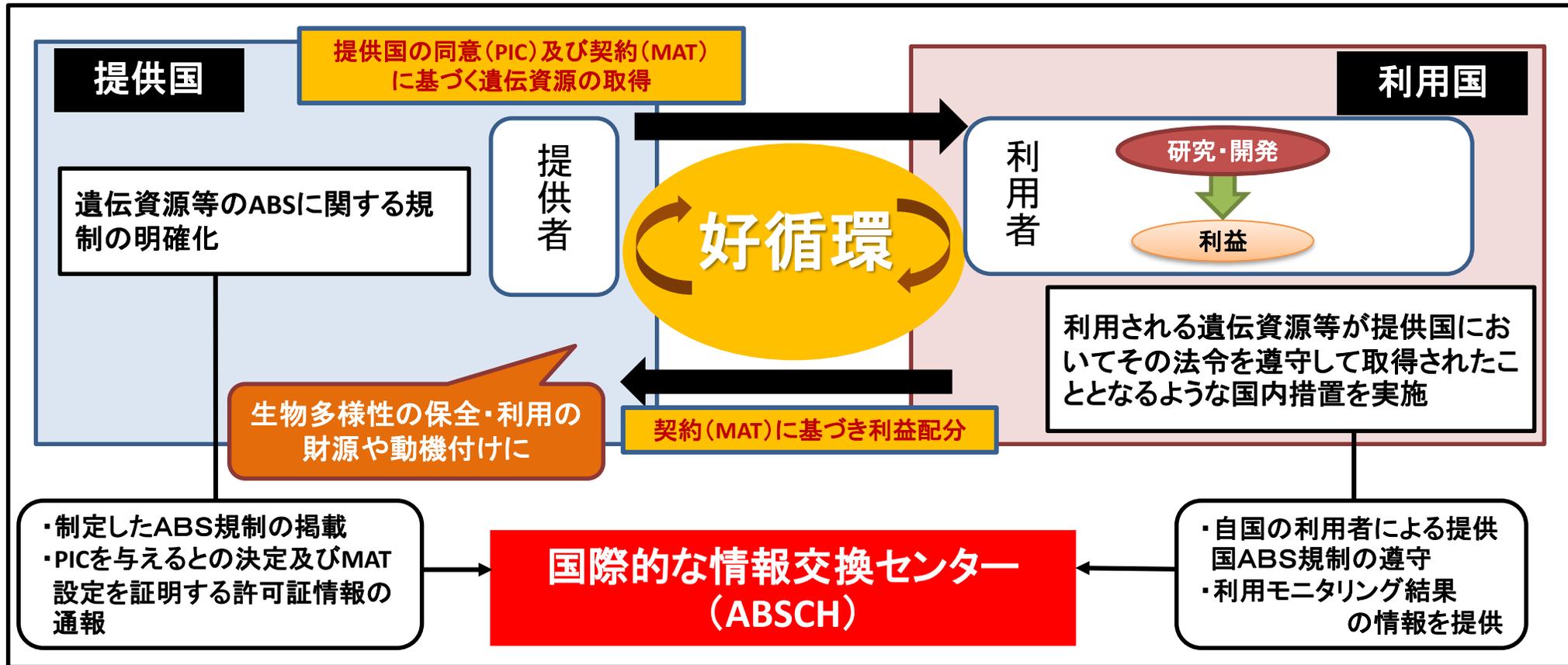
LMMC: メガ生物多様性同志国家。東南アジア、アフリカ、ラ米諸国17ヶ国で構成。主な発言国は、ブラジル、マレーシア等。
GRULAC: ラテンアメリカ・カリブ諸国。いくつかの国はLMMCと重複する。主な発言国は、ペルー、メキシコ、ブラジル等。

名古屋議定書採択までの経緯



名古屋議定書の枠組み

- 2010年: 日本が議長国のCOP10(名古屋) で採択。
- 2014年: 議定書発効(2017年7月時点で99ヶ国/EUが締結。)



- 制定したABS規制や許可証に係る情報をABSCHに掲載することが義務化。
- 名古屋議定書は発効から実施のフェーズに移行してきており、ABSCHの役割は大きい。
- 我が国も生物多様性日本基金を通じて、ABSCHの発展や途上国の能力養成を支援中。

ABSに関する国際的な情報交換センター (ABSCH)

<https://absch.cbd.int/>

…条約事務局が運用するwebサイトとして存在。

Convention on Biological Diversity

SIGN IN EN

ABSCH THE ACCESS AND BENEFIT-SHARING CLEARING-HOUSE



About the ABSCH | Search | Submit | Country Profiles

The Access and Benefit-sharing Clearing-house (ABSCH) is a platform for exchanging information on ABS and a key tool for facilitating the implementation of the Nagoya Protocol. ⓘ



97 Parties to the Nagoya Protocol

3 Ratified, not yet Party ⓘ

101 Non-Parties

National records ⓘ

171 Countries

- have published 178 -
ABS National Focal Points ⓘ

43 Countries

- have published 55 -
Competent National Authorities ⓘ

32 Countries

- have published 33 -
Legislative, Administrative or Policy Measures ⓘ

22 Countries

- have published 26 -
National Websites and Databases ⓘ

5 Countries

- have published 35 -
Internationally Recognized Certificates of Compliance ⓘ

14 Countries

- have published 32 -
Checkpoints ⓘ

0 Countries

- have published 0 -
Checkpoint Communiqués ⓘ

0 Countries

- have published 0 -
Interim National Reports on Implementation ⓘ

名古屋議定書の条文とABSCH

第14条(アクセスと利益配分、クリアリングハウス及び情報の共有)

- 1 取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターは、条約第十八条3の規定に基づく情報交換の仕組みの一部として設置する。同センターは、取得の機会及び利益の配分に関する情報の共有のための媒体としての役割を果たす。特に、同センターは、この議定書の実施に関して締約国によって利用可能とされる情報へのアクセスを提供する。
- 2 締約国は、秘密の情報の保護を妨げられることなく、この議定書によって必要とされている情報及びこの議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議による決定に従って必要とされる情報を取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターに提供する。これらの情報には、次のものを含める。
 - (a) 取得の機会及び利益の配分に関する立法上、行政上及び政策上の措置 各国の措置
 - (b) 自国の中央連絡先及び権限のある当局に関する情報 各国の窓口等
 - (c) 情報に基づく事前の同意を与えるとの決定及び相互に合意する条件の設定を証明するものとして取得の機会の提供の際に発給された許可証又はこれに相当するもの
- 3、4 (略) 取得の許可をしたことを証明するもの⇒国際遵守証明書(IRCC)

● 一般的な情報

1. 新たな記録か、既存の記録の修正か(修正の場合はその趣旨)
2. 国名

● 発給機関

3. 発給に責任を有する国内の権限ある当局(CNA)(CH記録番号、又はCNAの共通フォーマット)

● 許可証、又は相当するものの詳細

4. 参照番号
5. 追加的な国内の参照、又は識別できるもの
6. 発給日
7. 有効期限

● PIC情報

8. 提供者(名称、又はCH記録番号か連絡先等 ※秘密情報のチェック欄有)
9. PICが与えられたことの確認
10. PICについての追加情報
11. PICが与えられた個人・団体(名称、又はCH記録番号か連絡先等 ※秘密情報のチェック欄有)

● MAT情報

12. MATが設定されたことの確認
13. MATについての追加情報

● 内容

14. 対象とする内容又は遺伝資源(名称及び／又は標本情報及び／又は分類及び／又は地理的座標 ※秘密情報のチェック欄有)
15. 上記14を記述するキーワード(例:動物、植物、微生物、野生種、在来種、森林、内水等)
16. 商業的又は商業的な利用(商業的、非商業的 ※秘密情報のチェック欄有)
17. 利用又は利用制限に関する追加情報
18. 第三者への移転の条件

● 文書

19. 許可証又は相当するもの又はその他の公開情報
20. その他の関連情報
21. 注意事項 ※個人的な参照情報のため、編集時のみ閲覧可

※下線は記載必須の項目

2. 名古屋議定書の国内措置（ABS指針）

名古屋議定書が国内措置として求めていること

議定書の概要

○生物多様性条約の下に定められた、「遺伝資源の利用」による利益の公正・衡平な配分(条約の目的の一つ)のための国際ルール。

2010年: 日本が議長国のCOP10(名古屋)で採択。

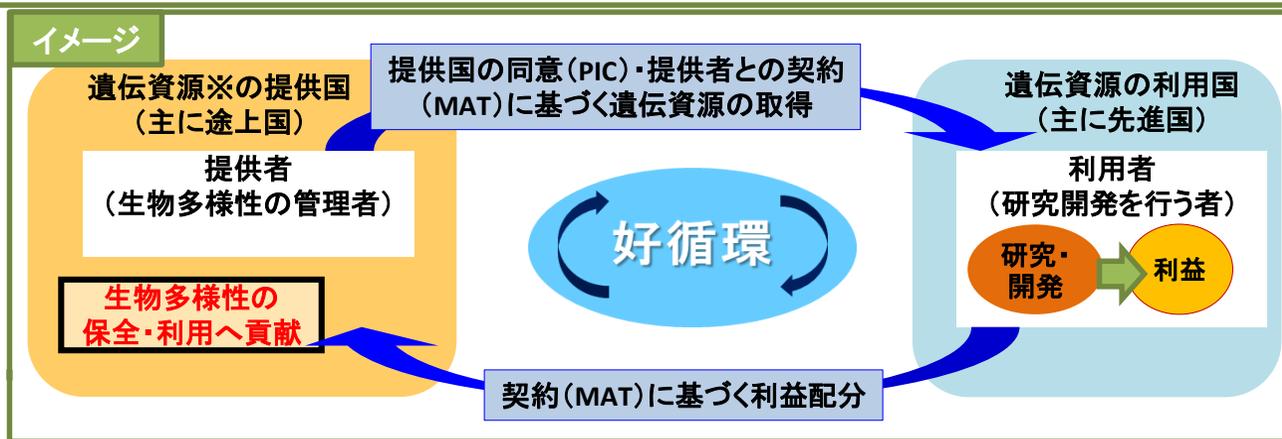
2014年: 議定書発効

(2017年7月時点で99ヶ国及びEUが締結。)

2017年: 我が国が締結(署名は2011年)

○国際目標「愛知目標」: 「2015年までに名古屋議定書が国内法制度に従って施行・運用されること」

○SDGs(持続可能な開発目標): 「国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。」



※遺伝資源: 有用な遺伝子を持つ動植物・微生物

議定書が各国に求めていること

提供国: 「提供国の同意」・「契約の締結」を遺伝資源取得の前提とする確実・明確・透明なルール策定(※)

利用国: 自国で利用される遺伝資源が提供国法令を遵守して取得されたこととなるようなルール策定

その他: ABSCH(国際的な情報交換センター)への提供国法令・許可証情報掲載等

※別段の決定を行う場合を除く

議定書締結の意義

○提供国からの信頼の獲得 ※途上国に、措置をとらない国には提供しないとの動きあり(マレーシア、アフリカ連合)。

○国際的なルール作りへの発言力を獲得

→ 遺伝資源の取得を円滑にし、また、合法取得の促進により、違法取得や訴訟のリスクを低減。

→ 遺伝資源を利用する国内の産業や学術に貢献。

○ 遺伝資源の利益配分は、生物多様性の保全等のためのインセンティブや原資ともなる。

名古屋議定書の国内措置検討の経緯

	2010年(H22)	2011年(H23)	2012年(H24)	2013年(H25)	2014年(H26)	2015年(H27)	2016年(H28)	2017年(H29)	
国際的な動き	採択 (10/29) COP10 (10/18-29) 日本・ 名古屋	署名開放 (11/2/2~12/2/1)	〔締約国による50番目の批准書等〕 の寄託の日の90日後に発効		発効 (10/12) COP12・ COP-MOP1 (10/6-17) <small>ヒョンチャン</small> 韓国・平昌		H28.12現在の 締結国数 92ヶ国+EU COP13・ COP-MOP2 (12/4-17) メキシコ・カンクン		
			COP11 (10/8-19) インド・ ハイデラバード		EU締結 (14年5月)	EU規則施行 (15年10月)	英・独・中・仏締結 (16年2、4、6、8月)	韓国締結 (17年5月)	
国内の動き		日本署名 (5/11)	生物多様性国家戦略 2012-2020(12年9月): 可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、遅くとも2015年ま でに、議定書に対応する国内措置の実施を目指す						国会承認 (5/10)
	<p>議定書締結に向けた検討</p> <p>関係省庁連絡会議等における関係省庁による検討</p> <p>名古屋議定書に係る国内措置検討のための懇談会 (11年11月~12年3月)</p> <p>名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会 (12年9月~14年3月、全16回)</p> <p>関係業界との意見交換 (ヒアリング、勉強会、シンポジウム等)</p> <p>各国法令について 情報収集・情報提供</p> <p>担保措置案の各省合意</p> <p>委員: 学術関係者、(独)理研、遺伝研、(独)NITE、(一財)JBA、製薬、漢方、種苗等業界関係者</p>								<p>1/20 ~2/18</p> <p>ABS指針案意見公募</p> <p>名古屋議定書の締結</p> <p>日本国内での発効</p> <p>8/20</p> <p>5/22</p>

「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」報告書の概要

「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」について

産業界、学术界及びNGOの有識者により、議定書の早期締結に向けて日本にふさわしい国内措置のあり方を検討するために平成24年9月に設置され、全16回開催された。平成26年3月に、国内措置に関する有識者の意見のとりまとめとして、報告書を発表。

◆ 利用国措置に関する考え方

①遺伝資源等の適正な利用の促進に貢献

利用者が安心して遺伝資源を利用でき、利用の促進に貢献する措置とすべき。

②国内関係者から支持及び国際社会への説明責任

日本の利用者が諸外国との競争上不利な立場に置かれる等学術研究活動や産業活動を妨げることのない、遺伝資源の利用を促進するための措置とすべき。

③明確、簡素、かつ实际的

すべての利用者が対応できる明確、簡素かつ实际的な措置とすべき。

④遺伝資源の国際的な流通への配慮

日本と主要先進国等の利用者間での遺伝資源の円滑な流通を、今後とも確保すべき。

⑤普及啓発と支援措置の重要性

普及啓発、支援措置、遵守措置と併せて実施する必要。



◆ 提供国としての遺伝資源への主権的権利の行使に関する考え方

提供国措置を講ずることにより、我が国で多く実施されている国際的な共同研究において、遺伝資源の取得や移転等に当たり一定の手続を求めることになり、迅速な研究開発へ影響することが懸念される。現時点では措置する必要はないが、情勢の変化等から将来的に必要な場合に備えて、検討は継続する必要。

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針(ABS指針)の概要

〔財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省 共同告示〕

目的

ABS (Access and Benefit-Sharing) を促進する措置を講ずることにより、名古屋議定書の的確かつ円滑な実施を確保し、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する。

利用国としての措置(議定書15・16・17条担保)

① 遺伝資源の適法取得の報告

- ・遺伝資源の取得者は、原則として、国際遵守証明書が国際クリアリングハウス(ABSCH)に掲載後6月以内に、適法取得の旨を環境大臣に報告する。
(遺伝資源と併せて、関連する伝統的知識を取得する場合は、併せて報告。)
(上記以外の取得者・輸入者等も報告可能)
- ・未報告者に対しては報告を求める(環境大臣)。
また、必要に応じ、取得者に対し、指導・助言を行う(主務大臣)。

② 適法取得の国内外への周知

環境大臣は、①の報告内容を、環境省ウェブサイトに掲載し、ABSCHに提供する。

③ モニタリング

- ・①の報告から概ね5年後、遺伝資源利用に関連する情報提供を求める(環境大臣)。
- ・未提供者に対しては再度提供を求める(環境大臣)。
また、必要に応じ、指導・助言を行う(主務大臣)。

④ 提供国法令違反の申立てへの協力

他の締約国から提供国法令違反の申立てがあった場合、環境大臣は、必要に応じ、遺伝資源等の取扱者に対し情報提供を求め、当該締約国に提供する。

提供国としての措置(議定書6条担保)

我が国の遺伝資源の利用のための取得の機会の提供に当たり、我が国の事前の同意は必要としない。ただし、ABSに関する社会的情勢の変化等を勘案し、施行から5年以内に検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。

ABSに関する奨励(議定書5・9・17・19・20条担保)

我が国の遺伝資源の提供者・利用者又は提供国の遺伝資源等の利用者

- ・利用から生ずる利益の配分が公正かつ衡平となる契約を締結するよう努める。
- ・その利益を生物多様性の保全等に充てるよう努める。
- ・契約において設定する相互に合意する条件に情報共有規定を含めるよう努める。

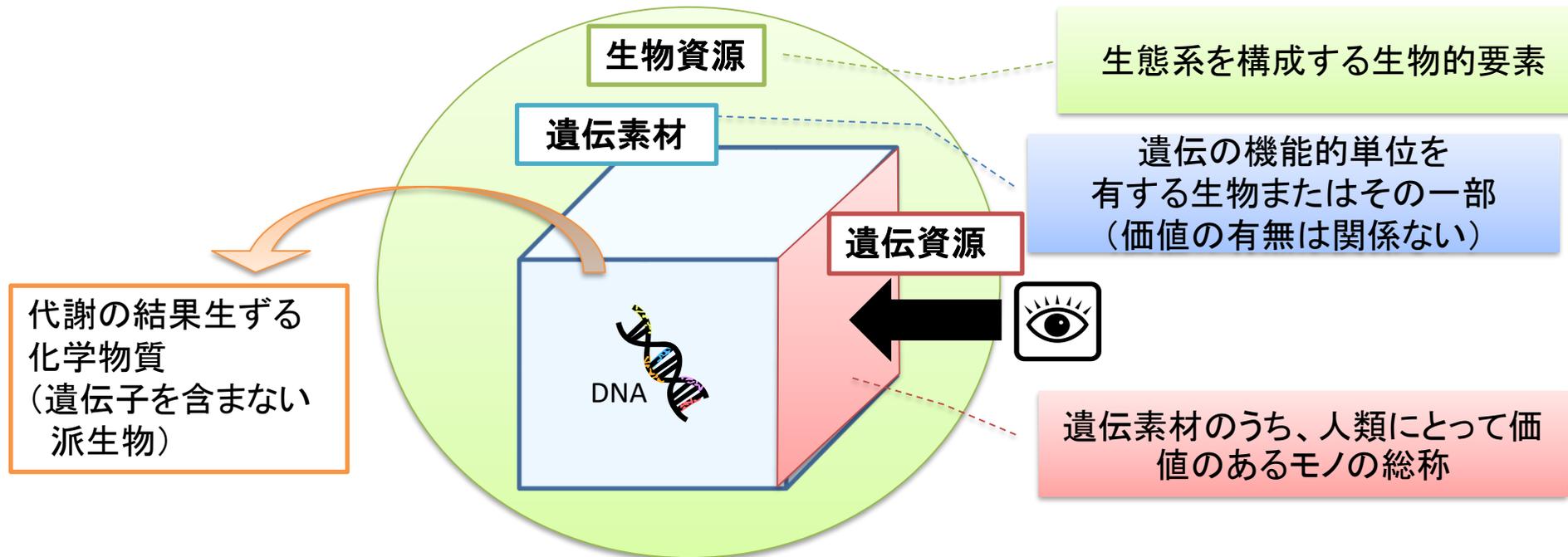
遺伝資源利用関連業界等の団体契約条項のひな形、行動規範、指針及び最良の実例又は基準を作成するよう努める。

〔施行日:名古屋議定書が我が国について効力を有する日(平成29年8月20日)〕

ABS指針における用語の定義

用語の定義

- 遺伝資源: 遺伝の機能的単位(遺伝子)を有する植物・動物・微生物その他に由来する素材であって現実の又は潜在的な価値を有するもの
- 遺伝資源の利用: 遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発を行うこと
- 遺伝資源に関連する伝統的な知識: 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する先住民の社会及び地域社会において伝統・風習・文化等に根ざして昔から用いられている特有の知識のうち「遺伝資源の利用」に関連しているもの



ABS指針における利用国としての措置について

基本的な考え方

- 遺伝資源等の適正な利用を推進する措置
- 遺伝資源の利用実態を踏まえた明確・簡素・現実的かつ効果的な措置

提供国から日本国内に持ち込み、利用される遺伝資源等が、提供国においてそのABS法令等を遵守して取得されたこととなるよう、適当・効果的・相応と認められる措置を取ること(第15条・第16条)、遵守の支援のために遺伝資源の利用をモニタリングし、透明性を高める措置をとること(第17条)、が必要。

ABS指針における利用国としての措置

行政措置(告示)により、利用者の負担を抑えつつ簡易に適法取得を確認

― 国際クリアリングハウス(ABSCH)にABS規制を掲載した議定書締約国から提供国法令(※指針において、ABSCHに掲載されたABS規制を「提供国法令」と定義)に基づいて遺伝資源等を取得し、ABSCHに国際遵守証明書(IRCC)が掲載されている場合で、自ら国内に持ち込んだ場合、半年以内に環境大臣にその旨を報告

― 以下の場合も報告可能

- ①提供国法令に基づく許可証を得たがABSCHにIRCCが掲載されていない場合
- ②提供国法令が適用される遺伝資源を譲り受けて国内に輸入した者
- ③我が国において遺伝資源を譲り受けた者

― 人の健康に係る緊急事態(国際保健規則で定める緊急事態等)の場合は緊急事態収束後に報告

― 報告から概ね5年後、報告者(の一部)に遺伝資源の利用に関する報告(利用状況・分野)を依頼

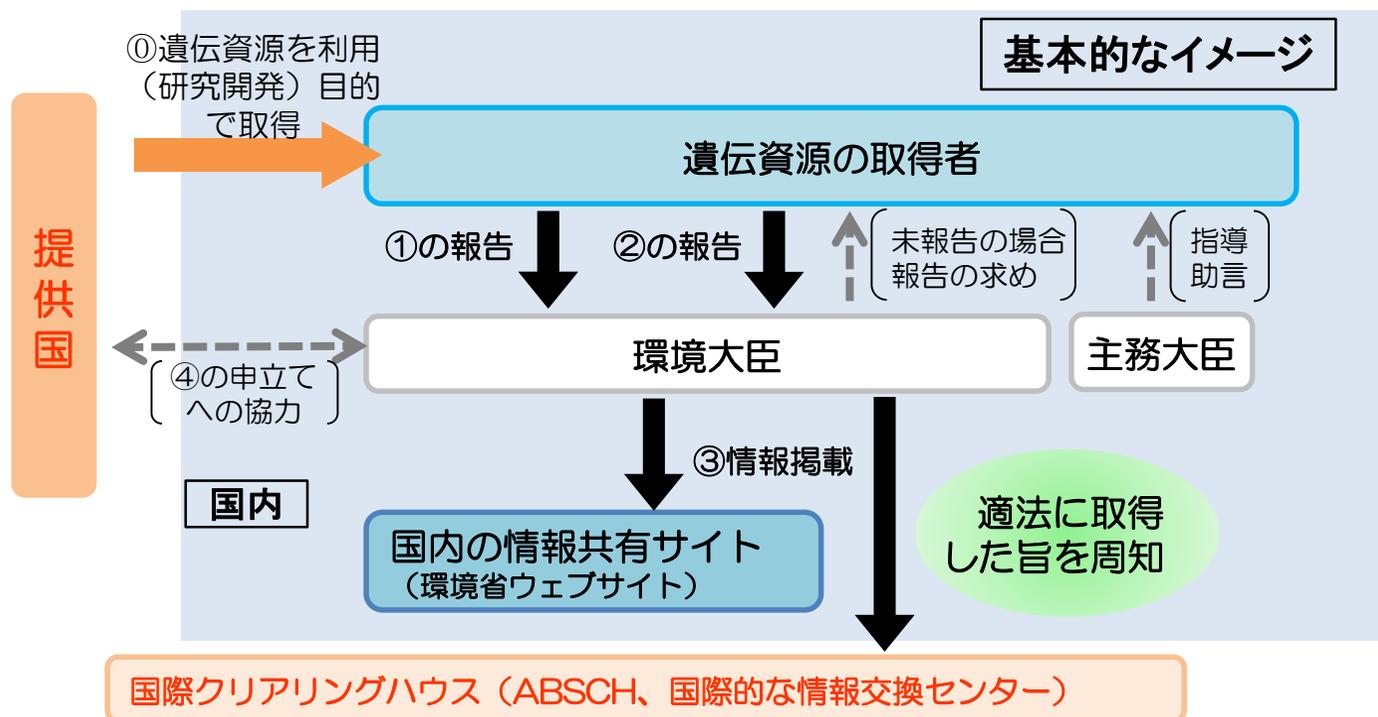
― 上記により環境大臣に報告された適法取得及び利用に関する情報は、環境省がABSCHや環境省ウェブサイト希望に応じて掲載し、適法取得を国内外に周知(秘匿情報は公開されない)

利用国としての措置の流れ

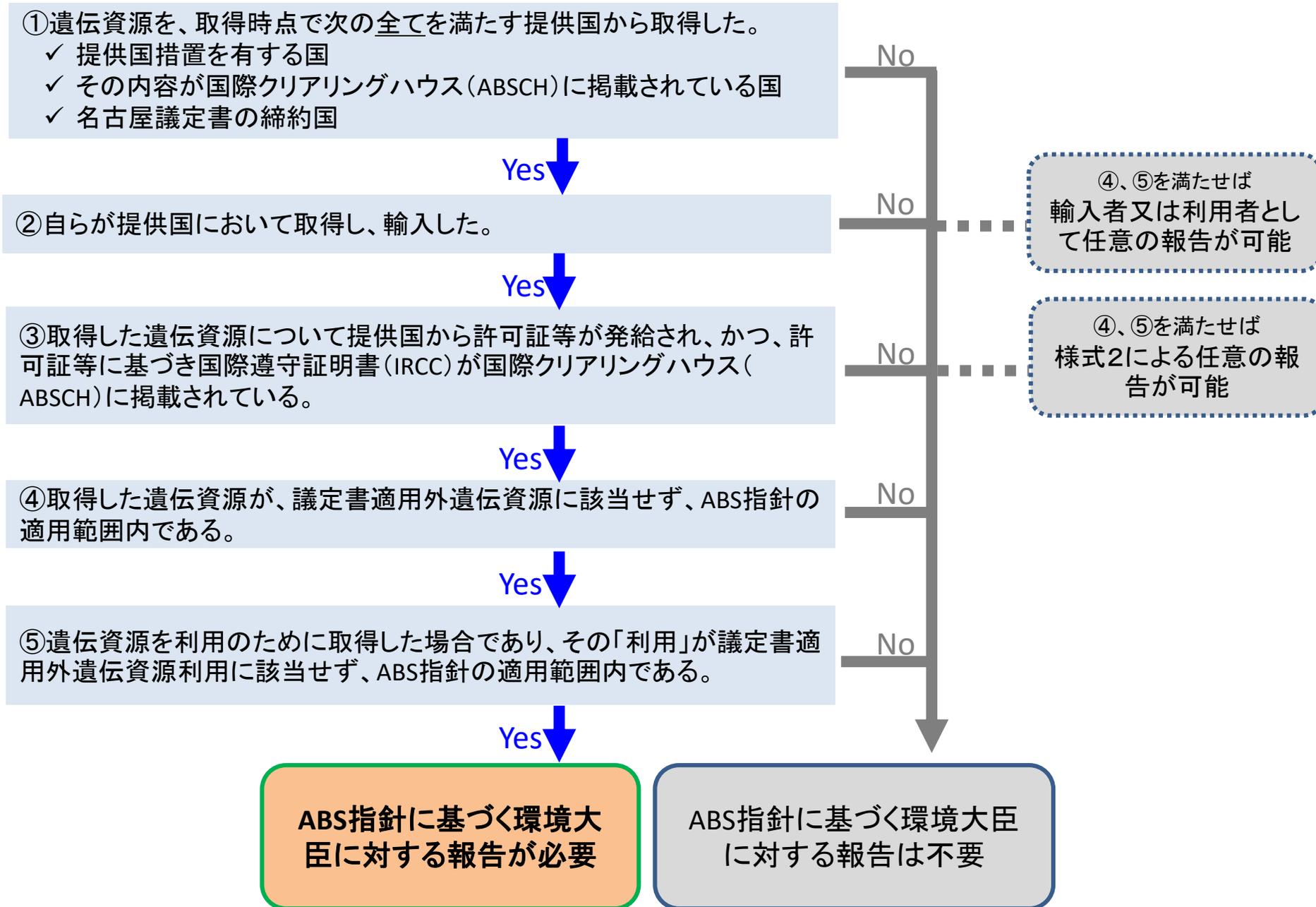
利用国措置の流れ

◆ **ねらい**: 遺伝資源の適法取得情報を確認し、国内外に周知

- ① 議定書の義務を果たす提供国から遺伝資源を適法に取得した者は、その旨を報告
- ② 取得の報告から概ね5年後、環境大臣が利用状況の報告を要請
- ③ ①②の情報を国内外の情報交換のためのウェブサイトに掲載し、適法取得を周知（秘匿情報を除く）
- ④ 提供国法令違反の申立てへの協力（国内関係者からの情報収集）



遺伝資源の取得に係る報告の対象となる条件



ABS指針における遺伝資源及び関連する伝統的知識の適用範囲

基本的な考え方

名古屋議定書の適用範囲内である遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識であって、議定書締約国の提供国法令に従って自ら取得した遺伝資源。

対象とならないものの例

- 提供国（議定書締約国）から自ら遺伝資源を取得しない場合等、報告要件に該当しない場合
- 核酸の塩基配列等の**遺伝資源に関する情報**
- **人工合成核酸**
- 遺伝の機能的単位を有しない生化学的化合物（**派生物**）
- **ヒトの遺伝資源**
- 議定書が日本国について**効力を生ずる日前に提供国から取得されたもの**
- 一般に遺伝資源の利用の目的以外の目的のために販売されている遺伝資源であって、遺伝資源の利用を目的とせずに購入されたもの（**コモディティ**）
- 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（**ITPGR-FA**）及びパンデミックインフルエンザ事前対策枠組み（**PIPF**）が適用されるもの

ABS指針における「遺伝資源の利用」の適用範囲

基本的な考え方

名古屋議定書第2条に定義する「遺伝資源の利用」に該当するものであって、提供国の法令においてその行為が「遺伝資源の利用」の適用範囲内であるもの

対象とならない行為の具体例(通知に記載)

- ① 遺伝的又は生化学的構成に関する研究及び開発を伴わない培養・飼育・栽培
 - 動物を愛玩用に飼育すること
 - 酵母菌をそのまま酒造やパン製造に使用すること
 - 植物を株分け、挿し木、実生等により増やし苗又は収穫物を販売すること
 - 新品種の開発等の遺伝的若しくは生化学的構成に関する新たな知見の創造を目的とせずに通常の営農行為として品種間の交雑を行うこと(新品種開発は対象)
- ② 遺伝的又は生化学的構成に関する研究及び開発を伴わない製品の製造
 - 生物資源の遺伝的又は生化学的構成に関する新たな知見の創造を伴わず、当該生物資源を原材料として用いて製品を製造すること
- ③ 遺伝的又は生化学的構成に関する研究及び開発を伴わない検査、研究、分析及び教育活動
 - 既に開発されている遺伝子検査手法を用いて特定の形質と遺伝子の関係を調べること
 - 動植物等の生態を観察して、遺伝的又は生化学的構成に関する研究又は開発を伴わずに新たな知見を得ること
 - 既に遺伝子解析がなされている生物につき、遺伝子解析を行うこと
 - 既知の昆虫の標本を作製すること
 - 生物に含まれている既知の成分が確実に含まれていることを確認するために分析すること
- ④ 検定、比較、遺伝子複製等のための生物の使用又は安全性試験のための実験動物の使用
 - 大腸菌等を微生物の検定菌として利用すること

ABS指針における適用範囲と提供国法令の適用範囲

基本的な考え方

- ◆ 指針の適用範囲は、指針に基づく取得及び利用の報告の対象となるかどうかに関わるものであり、その範囲を超える提供国法令を遵守する必要がない、ということではない。
- ◆ 提供国で遺伝資源を取得する際は、**指針における適用範囲とは関係なく、提供国が定める適用範囲に従い、法令を遵守**する必要。
- ◆ さらに、取得時に交わした**契約(=MAT)**において取り決めた事項についても、ABS指針や提供国法令の遵守とは別に、履行しなければならない。

**指針の適用範囲外 = 提供国の法令を守らなくていい
ではない**

提供国法令の範囲が指針の対象範囲より広いことがあるので注意が必要。水色部分は、日本政府への報告の必要はないが、提供国法令は遵守する必要。

※ABS指針における報告の対象は「提供国法令が適用される遺伝資源」であるため、提供国法令よりも指針の適用範囲が広がることはない。

提供国法令の適用範囲
提供国において法令を遵守すべき対象

指針の適用範囲
日本政府への報告等の対象

報告様式の概要

遺伝資源の取得に係る報告書

①国際的遵守証明書の固有識別番号

議定書15.1

(許可証等に基づく場合は以下。秘匿情報を除く)

提供国	許可証等の発給機関
許可証等の発給日	許可証等の有効期限
提供者	遺伝資源
提供者と相互に合意する条件(MAT)の設定の有無	
商業的又は非商業的な利用の別	

②遺伝資源の利用を目的とした伝統的知識の取得状況

議定書16.1

(先住民社会・地域社会によるPIC・承認・参加／MATの設定の有無)

③遺伝資源の利用に係る事項

(報告者自らが遺伝資源を利用
／報告者から譲り受けた別の者が遺伝資源を利用のいずれかにチェック)

④国際クリアリングハウス・環境省HPへの情報掲載希望の有無

⑤報告の区分(指針の該当条項)

遺伝資源の利用情報に係る報告書

議定書17.1

①報告に係る遺伝資源

②遺伝資源の利用状況

(遺伝資源を利用中／利用後／その他(廃棄等)のいずれかにチェック)

③遺伝資源の利用の分野

(化粧品／医薬品／食料品・飲料品／植物育種／その他製品・品種開発／非商業的な目的の研究／その他のいずれかにチェック)

④国際クリアリングハウス・環境省HPへの情報掲載希望の有無

⑤報告の区分(指針の該当条項)

- ・報告者自らが遺伝資源を利用する場合に報告日から概ね5年後に利用関連情報の提供を求める
- ・その他利用関連情報の周知を希望する者も報告可

ABS指針に基づく報告の手続きの運用（補足）

誰の名前で報告すべき？

- 報告者になれるのは、**法人又は個人**
- 取得者（＝**遺伝資源の取得の契約をサインした者**）が報告者となることを基本とするが、遺伝資源を取得した**法人の構成員（個人）が代表者となって報告することや、法人の長が複数の職員の取得に係る報告を一括して行うことは、差し支えない。**
- 法人の部署、研究グループ、コンソーシアム等、**法人格を持たない団体は報告主体になれない。**この場合、報告の責任者となれる個人又は法人を特定し、報告者とする。

電子申請をご活用ください

- パーソナライズ機能の活用により、**過去の報告をe-Gov上で確認**することができる。
- 報告の**受理状況の確認**ができるほか、**取り下げや補正（記入漏れの修正等）がシステム上で可能。**
- 印刷する必要がないので、横に長い一括報告の別紙などの**レイアウト調整が不要。**
- 別添資料（許可証等の写しなど）が大部の場合は、**郵便で別送してもよい。**

電子申請の利用には準備が必要です

- 電子申請を利用するためには、報告者が、**電子証明を取得**している必要。
- 法人の場合、**商業登記に基づく電子認証制度における電子証明書**を取得。民間企業が運営する**認証局**の利用も可能。
※他の行政手続きで電子申請を利用している法人は取得済みです。ご所属の法人の取得状況をご確認ください。
- 個人の場合、住民票のある市区町村役場で、**個人番号カードに電子証明書を記録してもらうことが可能。**ICカードリーダー（家電量販店で購入可能）を接続した個人のパソコンから申請が可能。
※詳しくは、電子政府の総合窓口（e-Gov）HP（<https://www.e-gov.go.jp/shinsei/index.html>）参照。
ホーム>e-Govヘルプ>e-Gov電子申請システムご利用ガイド>e-Gov電子申請システムご利用の流れ>e-Gov電子申請システムの利用準備をする

事前準備をしましょう。

オンライン申請システムを利用するには、事前準備（電子証明書の取得とパソコンの環境設定）が必要です。

電子証明書は、国、地方公共団体情報システム機構（地方公共団体の共同運営組織）又は民間企業の運営する認証局にて発行しています。ここでは公的個人認証と商業登記に基づく電子認証を例にご紹介します。

※登記事項証明書の取得申請など、手続によっては、電子証明書を必要としない場合もございます。詳しくは各手続のホームページでご確認ください。

参考：オンライン申請ガイドbook(総務省作成パンフレット)

主な電子証明書取得までの流れ

公的個人認証 (利用者・個人)

電子証明書とは — オンライン申請における本人確認手段及び利用者本人であることの証明手段

電子証明書は、申請用データへの電子署名やインターネット閲覧の本人確認を行うために必要となるものです。住基カードには前者（署名用電子証明書）のみが搭載されていましたが、マイナンバーカードには、これに加えて新たに後者（利用者証明用電子証明書）が搭載されています。署名用電子証明書 — インターネットで電子文書を送信する際などに、文書が改ざんされていないかどうかを検査することができる仕組み。利用者証明用電子証明書 — インターネットにログインする際などに、利用者本人であることを証明する仕組み。

概要 マイナンバーカード発行開始

マイナンバーカードと公的個人認証サービス

平成28年1月からマイナンバーカードの交付が開始されています。マイナンバーカードには公的個人認証サービスの新たな電子証明書が標準的に搭載され、無料で取得することができます。

取得場所 住民票のある市区町村の窓口等

マイナンバーカードの申請・取得方法(例)

マイナンバーの通知とともに郵送されている個人番号カード交付申請書に写真を貼り付けて返信してください。申請の後、交付通知書が届いたら、運転免許証などの本人確認書類を持参し、本人が市区町村窓口に来庁することで交付が受けられます。

商業登記に基づく電子証明 (利用者・法人)

準備 手続に必要なもの

証明書発行申請ファイル等の準備

専用ソフトで申請に必要なファイルを作成します(CD、DVD又はUSBメモリに格納)。
※専用ソフトは、法務省ホームページ

法務省 電子認証ソフト

(<http://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/>)から無償でダウンロードできます。
※操作方法に関する疑問は、サポートデスクで対応します。

専用ソフトウェアのインストール

申請場所 管轄登記所の窓口

電子証明書の発行申請

管轄登記所(法人の本店を管轄する法務局)以下のもを提出又は提示します(郵送可)。
※電子証明書の証明期間に応じて、手数料として収入印紙を申請書に貼って納付します。

① 電子証明書発行申請書 ② 証明書発行申請ファイル ③ 印鑑カード

管轄登記所から電子証明書発行確認票を受領します。

電子証明書のダウンロードにシリアル番号が必要です

電子証明書発行確認票
- 役所・本店
- 資格・氏名
- シリアル番号

民間企業の運営する認証局も利用できます。詳細はこちらをご覧ください。
政府認証基盤(GPKI)ホームページ 申請者の証明書を発行する電子認証局 <https://www.gpki.go.jp/cas/ee.html>

パソコンの環境設定

完了

準備 ご用意いただくもの

ICカードリーダライタ等のご用意

ICカードリーダライタは、家電量販店やインターネットサイトで販売しています。また、カードリーダとして利用できるマイナンバーカード読取対応のNFCスマートフォンもあります。
詳細については公的個人認証サービスポータルサイトのホームページをご覧ください。
<https://www.jpki.go.jp/>

ICカードリーダライタ スマートフォン

取得場所 公的個人認証サービスポータルサイト

パソコンのセットアップ

利用者クライアントソフトのダウンロード
<https://www.jpki.go.jp/>

ご利用のパソコン環境に合った利用者クライアントソフトをダウンロードしてください。利用者クライアントソフトとは、公的個人認証サービスを利用した行政手続等を行うときに公的個人認証サービスの電子証明書を利用するためのソフトウェアです。

取得場所 電子認証登記所(インターネット)

電子証明書のダウンロード

専用ソフトでインターネットから電子証明書をダウンロードします。
※通常、発行申請を行ったその日のうちに取得できます。

電子証明書

インターネット

電子認証登記所

左記の他に、申請先の各機関ごとに固有のソフトウェアが必要になる場合があります。

各オンライン申請システムを利用できるようにあります。

3. 諸外国のABS法令等の状況

名古屋議定書締結国における国内措置の整備状況

平成29年7月18日現在

・議定書を締結している99ヶ国・EU中、30ヶ国・EU(赤字)※で国内措置を整備済。

※国際的なデータベース(ABSCH)に措置掲載済の国。

ただし、パナマ、フィリピン、ブータン等、措置未掲載だが提供国措置整備済の国もあり。ブラジル等未締結だが措置のある国も。

・提供国措置を講じているのは、主に途上国

・利用国措置を講じているのは、主に先進国

【アジア】(締約国:21ヶ国、国内措置整備済み:2ヶ国)

ヨルダン、ラオス、**インド**、シリア、モンゴル、タジキスタン、**ベトナム**、インドネシア、ブータン、ミャンマー、カンボジア、アラブ首長国連邦、キルギス共和国、カザフスタン、フィリピン、パキスタン、中国、カタール、韓国、日本、クウェート

【欧州】(締約国:22ヶ国+EU、国内措置整備済み:16ヶ国+EU)

ハンガリー、**デンマーク**、**スペイン**、**ベラルーシ**、**ノルウェー**、**スイス**、**アルバニア**、**クロアチア**、**スロバキア**、**イギリス**、**ドイツ**、**チェコ**、**フィンランド**、**ベルギー**、**ブルガリア**、**モルドバ**、**オランダ**、**フランス**、**スウェーデン**、**ルクセンブルグ**、**マルタ**、**ポルトガル**、**EU**

【中南米】(締約国:12ヶ国、国内措置整備済み:4ヶ国)

メキシコ、**パナマ**、**ホンジュラス**、**グアテマラ**、**ペルー**、ウルグアイ、**ドミニカ共和国**、**ガイアナ**、**キューバ**、**ボリビア**、**アンティグア・バーブーダ**、**アルゼンチン**

【アフリカ】(締約国:39ヶ国、国内措置整備済み:8ヶ国)

ガボン、ルワンダ、セーシェル、**エチオピア**、モーリシャス、**南アフリカ**、**ボツワナ**、**コートジボアール**、**ギニアビサウ**、**コモロ**、**エジプト**、**ブルキナファソ**、**ベナン**、**ケニア**、**ナミビア**、**ウガンダ**、**ニジェール**、**ブルンジ**、**マダガスカル**、**ガンビア**、**マラウイ**、**スーダン**、**モザンビーク**、**ギニア**、**レソト**、**コンゴ民主共和国**、**コンゴ**、**リベリア**、**モーリタニア**、**ジブチ**、**トーゴ**、**セネガル**、**ザンビア**、**マリ**、**スワジランド**、**シエラレオネ**、**カメルーン**、**サントメ・プリンシペ**、**アンゴラ**

【その他(北米、オセアニア等)】(締約国:5ヶ国、国内措置整備済み:なし)

フィジー、サモア、バヌアツ、マーシャル諸島、ミクロネシア

提供国措置、利用国措置の例

国名	利用国措置		提供国措置		
	対象者	義務内容	対象者	義務内容	利益配分の規定
EU (※)	遺伝資源の利用者	<p>①提供国法令を遵守する相当な注意義務</p> <p>②PIC・MATに関連する情報の入手・保存・後続利用者への情報伝達</p> <p>③研究資金入手・製品の最終開発段階で国際遵守証明書等を国へ提出(違反は罰則あり)</p> <p>④取得・利用の合法性が不確実な場合、再度PIC・MATを得るか、利用を中止</p>	<p>なし (先進国ではフランス・スペインが施行)</p> <p>〔※締結済みEU加盟国：イギリス、ドイツ、フランス、ハンガリー、デンマーク、スペイン、クロアチア、スロバキア、チェコ、フィンランド、ベルギー、ブルガリア、オランダ、スウェーデン、ポルトガル〕</p>		
スイス	遺伝資源の利用者	<p>①②はEUに同じ。</p> <p>○製品の認可前に、相当な注意義務の遵守の旨を国に提出(違反の場合認可されない)</p>	<p>なし</p> <p>○遺伝資源利用のモニタリング等を目的に、利用者は、「販売承認の申請時」か「製品の商業化時」より前に、取得情報を国へ届出。非商業的研究は任意。</p>		
インド	なし		研究・商業利用等目的の遺伝資源利用をする者	○遺伝資源利用の際、国又は州に申請。	○国に利益配分を協議し、年間総販売出荷額の0.1～0.5%を国に寄託。 ○国は地域・配分を主張する者・州・国に利益配分。
南アフリカ	なし	〔※バイオプロスペクティング：商業的・工業的利用のための在来生物資源の研究・開発・応用〕	在来生物資源の①バイオプロスペクティング(BP)、②BP目的の輸出をする者	○①②を行う際、PIC・MATを国が承認の上、国・州が許可。 ○国外機関は南ア国民等との共同申請。	○申請者は基金に利益の一部を寄託。 ○基金により、利害関係者へ利益を配分。
ブラジル(未締結)	なし	〔※CGen：行政機関・民間団体から構成される遺伝遺産管理審議会〕	最終製品の利用者	○CGenへの登録制。 ○商業的利用はCgenへ通知、MATを提出。 ○国外機関は国内機関との共同申請。	○金銭的利益配分の場合、年間純利益の1%を基金に寄託等。

EU加盟国

28ヶ国中15ヶ国(イギリス、ドイツ、フランス、ハンガリー、デンマーク、スペイン、クロアチア、スロバキア、チェコ、フィンランド、ベルギー、ブルガリア、オランダ、スウェーデン、ポルトガル)が締結済み。

加盟国毎の措置

罰則に係るルールについては各加盟国が規定を制定

ガイダンス(適用範囲、セクター別)

適用範囲: 2016年8月27日官報掲載
セクター別: 2017年中に完成予定

実施規則(Implementing Regulation)

2015年10月20日官報掲載、11月9日発効

EU規則(Regulation)

2015年10月12日に完全適用

ドイツ

平成27年4月29日に連邦内閣が2つの法案(①議定書締結のための法案、②EU規則実施のための法案)を承認、下院・上院の審議を経て11月25日付で両法律が①12月1日、②12月2日に官報掲載。罰金(最高5万ユーロ≒700万円だが、実質の上限なし)、没収。締結法は官報掲載をもって施行。施行法は平成28年7月1日に施行。

フランス

平成28年8月18日に生物多様性、自然及び景観のレコンキスタ法が官報掲載(同時に施行)。提供国措置あり。禁固/懲役1年、罰金(最高100万ユーロ≒1億4000万円)。

オランダ

平成27年11月3日に名古屋議定書実施法が官報掲載(施行は勅令で決定)。利用禁止・返還・回収等。

ブルガリア

平成27年12月22日に名古屋議定書実施のための生物多様性法の修正等を含んだ法律が施行。平成28年6月28日に名古屋議定書締結法が官報掲載。提供国措置あり。罰金(法人最高2万レヴァ≒144万円)

フィンランド

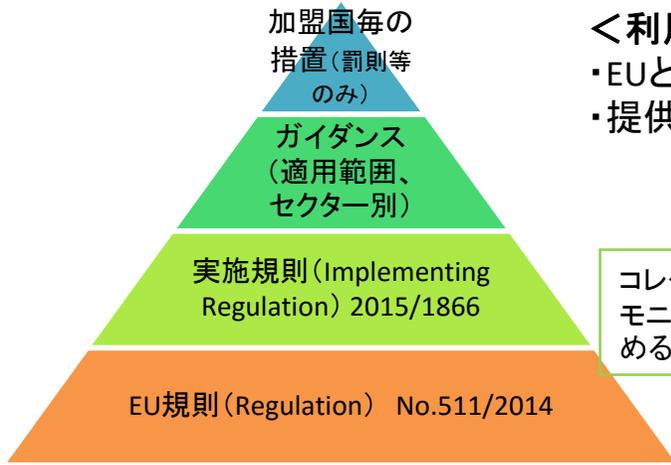
平成28年5月30日に名古屋議定書実施法が官報掲載(施行は政令で決定)。罰金、利用停止。

スウェーデン

平成28年8月18日に遺伝資源及び伝統的知識等の利用規則が官報掲載(10月1日に施行)。禁固/懲役、罰金。

スペイン

平成27年12月13日に名古屋議定書実施のための修正を含む生物多様性法改正法が公布。提供国措置あり。罰金(最大2百万ユーロ≒2億8000万円)。



＜利用国措置・提供国措置＞

- ・EUとしては利用国措置のみを定める
- ・提供国措置は加盟各国毎に判断(フランス・スペインは提供国措置あり)

コレクション登録簿、利用者の遵守モニタリング、優良事例について定める

利用者に対し相当な注意(Due Diligence)義務を課す

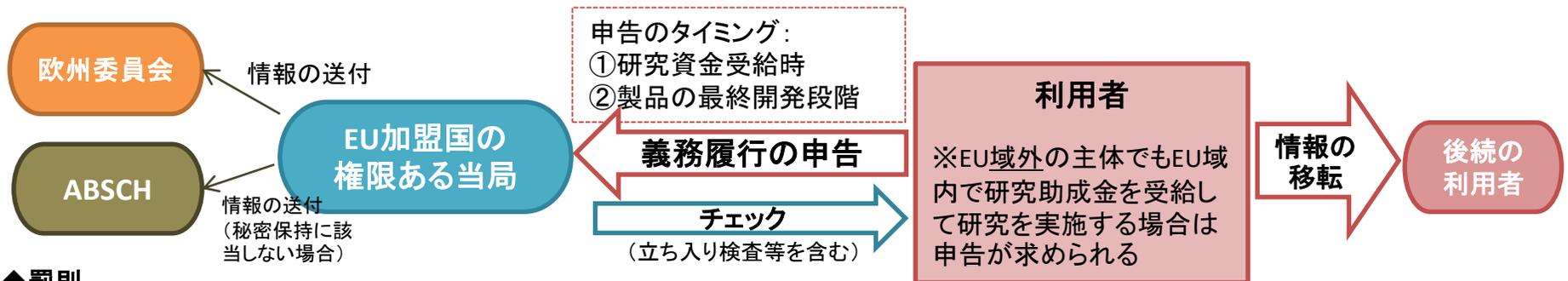
◆適用範囲

- ・名古屋議定書締約国でアクセスされた遺伝資源
- ・遺伝資源の定義は名古屋議定書に準ずる
- ・食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約(ITPGR)、パンデミックインフルエンザ事前対策枠組(PIPFI)等の条約管轄範囲は対象外

◆利用者の義務

- ・提供国法規制に従いアクセスされ、相互に合意する条件に基づいて利益が配分されるよう「相当な注意(Due Diligence)」義務を負う
- ・PIC/MATに関する情報を入手・保持し、後続の利用者に移転する
(具体的には)⇒ 遵守証明書、MAT等の書類、関連する情報の入手・保管と後続の利用者への提供

◆利用者の遵守モニタリング(義務履行申告)



◆罰則

- ・相当な注意義務や情報保持・伝達義務等の利用者義務違反は罰則対象(罰則は各加盟国により制定・執行)

◆相当な注意(Due Diligence)履行を促進する仕組み

- ①コレクション登録簿の公開(EUの所定基準を満たしたコレクション)→コレクションから遺伝資源を得る場合は義務履行したとみなされる
- ②相当な注意義務を果たす手続き・手段・仕組みを最良の実例として認定・公表(利用者団体の申請に基づき欧州委員会が認定)

名古屋議定書
連邦政府命令
(ONag)
2015.12.11付

自然及び景観の保護に関する
連邦法(LPN)
2014.3.21改正

◆適用範囲

- ・名古屋議定書締約国かつアクセス法令が整備されている国に由来する遺伝資源
- ・名古屋議定書締約国の裁判管轄権が及ばない領域に由来する遺伝資源は対象外
- ・ITPGR、PIPFその他の条約が扱う範囲は対象外
- ・遺伝資源の定義は名古屋議定書に準ずる

<利用国措置>

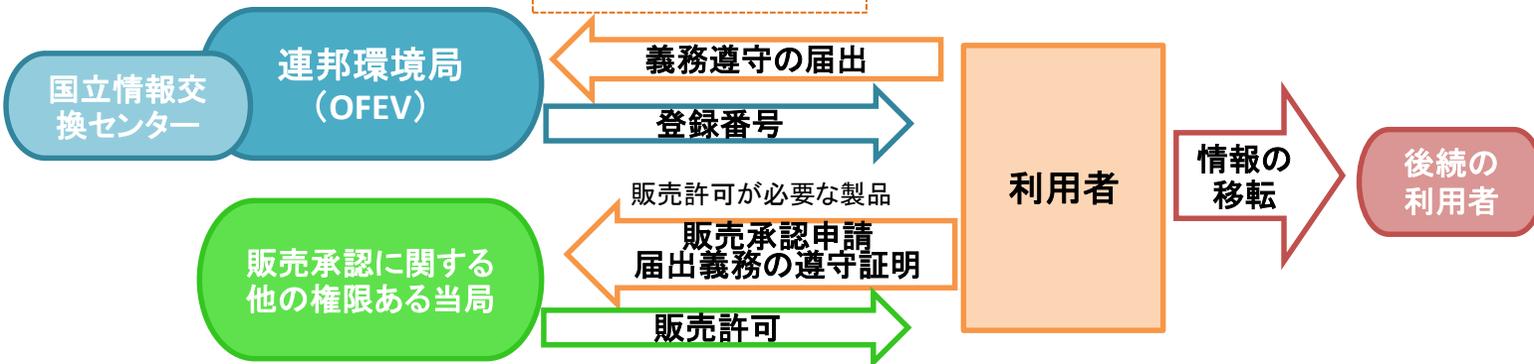
◆利用者の義務

- ・合法的にアクセスされ、合意に基づく利益配分条件を定められるよう「**相当な注意義務**」が課される
- ・PIC/MATIに関する情報を記録・保存し、後続の利用者に伝達する
- ・(具体的には)⇒ 遵守証明書、利用権・移転権に関する情報等の取得・保管と後続の利用者への提供(取得不能な情報については理由を記録して後続の利用者に伝達)

◆利用者の届出義務

届出のタイミング:
製品の商業化の前

相当な注意義務遵守の確認が他の方法で保証されていれば届出対象外



◆罰則

- ・利用者の遵守届出を意図的に怠った者、誤った情報を届け出た者に対して罰金(最高100,000フラン)

<スイス国内の遺伝資源へのアクセス> ※遺伝資源利用のモニタリング目的

- ・アクセスに関する情報の記録・保存・後続の利用者への移転(情報: 利用者情報、利用目的、アクセス日・場所、提供者情報等)
- ・OFEVへの情報届出義務(製品商業化の前)

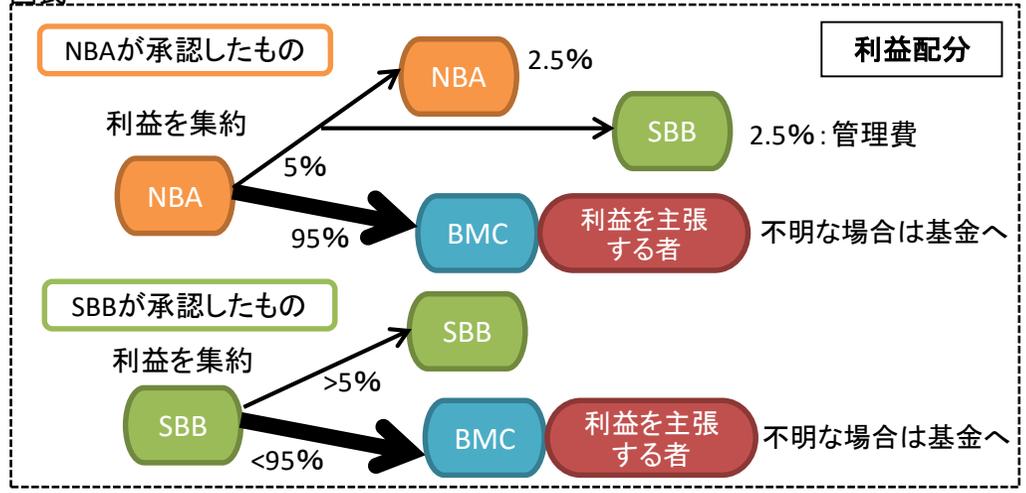
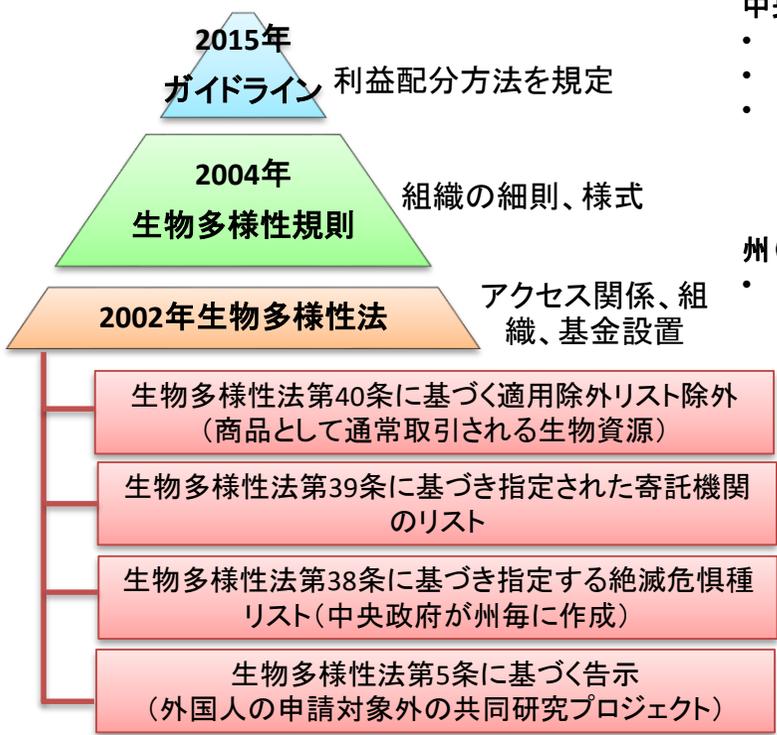
インド(提供国措置)

中央政府(国家生物多様性局)によりアクセスが管理されるもの

- インド国民ではない者
- インド国民であって、1961年所得税法第2条第30項に定義される非居住者であるもの
- 法人、組合又は団体であって、(i)インドにおいて法人化もしくは登記されていない場合、又は(ii)インドにおいて、その時に効力を有する法律に基づき法人化もしくは登記されているが資本比率もしくは経営に対してインド国民でない者が参加している場合

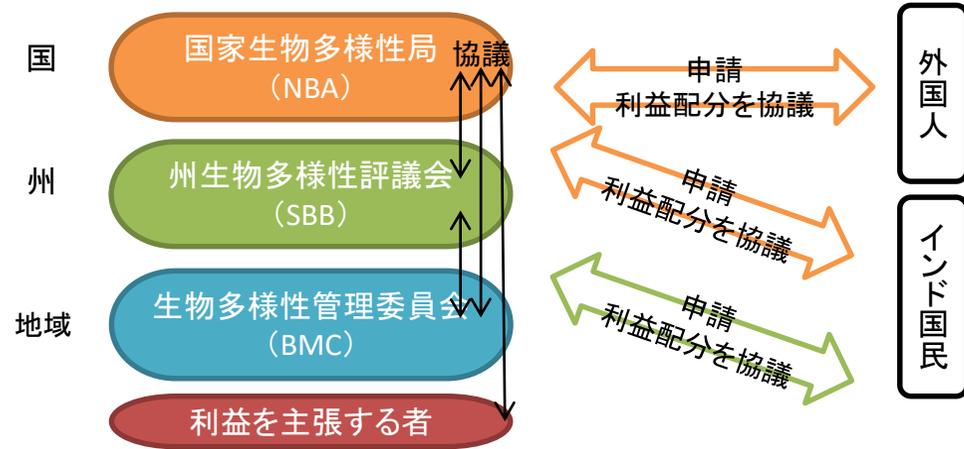
州(生物多様性評議会)によりアクセスが管理されるもの

- インド国民



<申請が必要な行為>

- 研究、研究のための生物学的調査・生物学的利用
 - 商業利用のための生物学的調査・生物学的利用
 - 生物資源、知識の第三者への移転
 - 生物資源に関する研究成果の外国人・法人等への移転
 - 生物資源に関する研究・情報に基づく国内外での知的財産権の出願
- 生物資源に関する研究成果の外国人・法人等への移転
 - 生物資源に関する研究・情報に基づく国内外での知的財産権の出願
- 商業利用、商業利用のための生物学的調査・生物学的利用



<名古屋議定書の国内措置法>

遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分に関する法律
2017.1.17制定(施行日未定)

- ①生命研究資源の確保・管理及び活用に関する法律
- ②農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律
- ③病原体資源の収集・管理及び活用促進に関する法律
- ④野生生物保護及び管理に関する法律
- ⑤生物多様性の保全及び利用に関する法律
- ⑥海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律

◆適用範囲

- ・名古屋議定書の遺伝資源の定義に準ずる(ヒト遺伝資源は対象外)
- ・利用(遺伝資源の遺伝的・生化学的構成成分に関してバイオテクノロジーの適用等の方法によって研究開発すること)以外の目的でアクセスする遺伝資源は対象外
- ・ABS関連の他の国際条約が適用される遺伝資源は対象外
- ・特許法に基づく特許権が既に登録されている遺伝資源は対象外

◆国の責任機関(権限ある当局)・モニタリング機関

未来創造科学部	生命研究資源(①)	環境部	野生生物資源(④)
農林畜産食品部	農業生命資源(②)		生物資源(⑤)
保健福祉部	病原体資源(③)	海洋水産部	海洋水産生命資源(⑥)

()内の数字は所管資源について定める法律

◆提供国措置



手続きの詳細は大統領令で規定

- ・上記関係法律により承認・許可を受けている場合は届出されたものとみなされる
- ・非商業目的のアクセスは手続きの簡素化または省略が可能となる場合もある

◆利益配分

- ・提供者と利用者で利益を公正・公平に配分するよう合意する

◆罰則

- ・権限ある当局によりアクセス/利用が禁止または制限された遺伝資源等にアクセス/利用した場合は 罰則対象(3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金)

◆利用国措置

- ・国外の遺伝資源にアクセスして国内で利用しようとする者は提供国の手続き遵守、利益配分努力が義務付けられる
- ・利用者は手続き遵守についてモニタリング機関の長に届出が義務付けられる(提供国が名古屋議定書締約国でアクセス手続を定めている場合に限る)
- ・モニタリング機関の長は不遵守が疑われる情報があった場合調査を行うことができる

各国の措置比較①

- 国によっては名古屋議定書より広い範囲を対象としていることに留意。
- 議定書締約国でも措置がない国の多くが措置整備・検討中。

適用範囲

- 名古屋議定書の範囲（EU、スイス、スペイン、韓国）
- 名古屋議定書の範囲＋国内におけるコレクションの新しい利用（フランス）
- 研究、研究のための生物学的調査・生物学的利用／商業利用のための生物学的調査・生物学的利用／生物資源、知識の第三者への移転／研究成果の外国人・法人等への移転／国内外での知的財産権の出願（インド）
- 商業、非商業目的の研究開発のためのアクセス（マレーシア）
- 利用国措置の遵守範囲は提供国のPIC対象の範囲（ノルウェー） ※遺伝情報や派生物も対象になりうる
- バイオプロスペクティング（BP）（生物資源及び遺伝資源の研究、収集、及び利用であって、それにより得られた知識を商業用にのみ利用することを目的とする）／科学的研究を目的とした生物資源の収集と利用（フィリピン）
- 在来生物資源が関わるBP／BP又はその他の研究を目的とした在来生物資源の輸出（南アフリカ）
- 遺伝資源又はそれに関連する伝統的知識についての研究又は技術開発（ブラジル）
- 遺伝情報についても適用範囲に含む（ブラジル、マレーシア）
- 派生物についても適用範囲に含む（アフリカ連合、ブラジル、インド、マレーシア・法案、南アフリカ）
- コモディティー（遺伝資源として利用されないもの）
- 利用を意図せず、名古屋議定書第2条の定義による遺伝資源として提供されない場合、ABS国内法令等から除外（アフリカ連合）
- 対象外とする「商品として通常取引される生物資源」をリストアップ（インド）
- 食用のための取得はアクセスに含まない（マレーシア）
- 直接利用を目的とする従来型商業消費は対象外（フィリピン）
- バイオプロスペクティングの対象は「商業的若しくは工業的利用のための在来生物資源の研究、開発若しくは応用」に限定（南アフリカ）

各国の措置比較②

生物多様性保全への貢献について規定している例

- 国内法を通じて生物多様性保全、持続可能が利用の促進、先住民及び地域社会の生計改善に向ける／金銭的支払いを生物多様性の持続可能な利用と保全のために直接向ける(アフリカ連合)
- 遺伝資源の利用から生ずる利益を、生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に充てるよう、利用者及び提供者に奨励(EU)
- 生物多様性基金を生物資源の保全と振興、生物資源・知識の提供地の発展に使用(インド)
- 基金を生物多様性保全等に使用(マレーシア・法案)
- 野生生物管理基金で、野生生物法の違反行為から影響を受けた生息地の回復・復元や、科学的研究・モニタリング等を支援(フィリピン)
- 国が得た利益は生物多様性基金に入り、生物多様性保全等に振り分け(スペイン)

利益配分について規定している例

- 年間純利益の1%(ブラジル)
- 年間総販売出荷額の0.1-0.5%程度を支払い(インド) →一部基金へ
- 商業目的の場合、提供者と利益配分協定(マレーシア・法案)
- バイオプロスペクティング料、前払い金、ロイヤリティー(製品総売上の2%以上)(フィリピン)
 - 国が得た分は野生生物管理基金へ
 - 連邦政府、州当局、連邦管轄地以外の提供者の場合、基金に金銭的利益の1%
- 提供者と利用者が協議(南アフリカ、韓国)

(参考) ABSによる生物多様性保全への貢献例

個別の契約事例

(参考)

http://r0.unctad.org/trade_env/docs/Benefit%20Sharing.pdf

<https://www.cbd.int/abs/casestudies>

http://www.abs-initiative.info/uploads/media/ABS_Best_Practice_Pacific_Case_Studies_Final_01.pdf

国・遺伝資源	契約主体	生物多様性保全等への貢献
コスタリカ・ 遺伝資源全般	提供者: InBIO 国立生物多様性研究所) 利用者: 多国籍企業等	遺伝資源探索により金銭的利益の一部として1991年～1998年の間に250万ドル以上が支払われ、そのうちの約80万ドルを保護地域管理に還元
ケニア・微生物	提供者: ケニア野生生物公社 利用者: ノボザイム社	製品化による金銭的利益の保全活動への充当、微生物探索の研究施設整備、研修の実施、国立公園の生物相データの共有
サモア・樹木	提供者: サモア政府 利用者: カリフォルニア大学・ AIDS研究機構	学校建設資金を目的に森林伐採が進められたことから、金銭的利益を学校建設や森林探索路整備等に充て、対象地域を保護地域に指定

ABS制度に位置づけた例

(参考) 各国法令、UNEP/CBD/ABS/A10/EM/2016/1/3、<http://www.newindianexpress.com/cities/bengaluru/Shortage-of-Funds-for-Biodiversity-Registers/2015/10/03/article3060084.ece>

<http://www.newindianexpress.com/cities/bengaluru/Shortage-of-Funds-for-Biodiversity-Registers/2015/10/03/article3060084.ece>

国	制度	生物多様性保全等への貢献
フィリピン	生物探索活動ガイドライン	政府機関に支払われた生物探査料を協定内容に応じて野生生物管理基金や保護地域基金に繰り入れることができる
ブラジル	2015/5/20の法令13/123号	配分された金銭的利益について利益配分国家基金を通じて生物多様性の保全、コレクションの維持、自然環境調査等へ配分
メキシコ	検討中のABS法令	遺伝資源保全・持続可能な利用基金を立ち上げ、生物多様性保全へ還元することを検討中。配分方法等について議論中。
インド	2014年ABSガイドライン等	過去数年で企業と200件以上契約し、4億円以上を地域へ還元

ABSの枠組みを生物多様性保全へ活用した例 (参考) <https://www.thegef.org/gef/node/10842>

・フィジーのNPIF事業では遺伝資源探索の枠組みを海洋保護区の地域住民による管理計画策定に活用

環境省Webサイト <諸外国の関係法令等(環境省暫定訳)>

ABS 遺伝資源の取得の機会及びその利用から
生ずる利益の公正かつ衡平な配分

文字サイズ



[名古屋議定書について](#)

[我が国の国内措置について](#)

[諸外国の制度について](#)

[参考リンク・お問い合わせ先](#)

[English](#)

Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable
Sharing of Benefits Arising from their Utilization

諸外国の制度について

外国の遺伝資源を取得する際には、相手国のABSに関する制度に従う必要があります。環境省では、国内関係者の参考となるよう、諸外国の関係法令等の和文仮訳を順次作成し、掲載しています。

注意事項

- 掲載した情報は、環境省による暫定的な翻訳であり、また最新のものとは限りません。また、全ての関係する法令等が網羅されているわけではありません。
- 最新の正式な情報についてのご確認は、各国のフォーカルポイント（連絡先）を通じて、関係する法令等の原文において行われるようお願いいたします。
 - ▶ [ABSクリアリングハウス-各国のフォーカルポイント（リンク：生物多様性条約事務局）](#)
- 各法令等の名称の末尾に、当該文書又は官報等の掲載文書の記載に基づき、公表された年月を括弧で示しています。また、翻訳時点で案段階であった法令等については、名称の先頭に【案】を付しています。

新着・更新情報

2017年05月 ケニア、ドミニカ共和国、ノルウェーの法令を掲載しました。

2017年02月 スウェーデンの法令を掲載しました。

参考資料

- ▶ [諸外国の国内制度について \[PDF 1,534KB\]](#)

※国連の地域グループに基づき分類し、アルファベット順に掲載しています。

▶ [アジア・大洋州](#)

▶ [アフリカ](#)

▶ [ラテンアメリカ
カリブ海](#)

▶ [西ヨーロッパ
その他](#)

▶ [上記5グループ以外](#)

- ・ 翻訳を行った法令等について環境省暫定訳として掲載
- ・ 各PDFに原文リンク記載

http://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/foreign_measures.html